

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年4月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(5) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談及び指導に関すること。

第7条職員課の項中第8号を削り,第9号を第8号とし,第10号を第9号とする。

附 則

この規程は,平成21年5月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)